

令和5年5月1日

保護者 様

松阪市教育委員会

5類感染症への移行後の学校における新型コロナウイルス感染症
に関する対応について

保護者の皆様におかれましては、平素より、学校における感染拡大防止対策にご理解・ご協力をいただき、心よりお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、本年5月8日付けで、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）上の5類感染症に移行することとなります。

国及び県より、4月28日付で「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」の改定及び「学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応ガイドライン（令和5年5月改訂版）」の通知がありました。

松阪市教育委員会としましては、このことを踏まえ、学級閉鎖の判断基準について、下記のとおり整理をいたしました。

保護者の皆様におかれましては、引き続き感染症対策にご理解とご協力をお願いいたします。

記

1 学級閉鎖の判断

同一の学級、部活動等において複数の児童生徒等の感染が判明した場合、学校医と相談の上、学級（部活動等）閉鎖を検討します。期間は、陽性者との最終接触日の翌日から5日程度を目安とします。

※ここでいう「複数」とは、インフルエンザ（鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザ等感染症を除く）の閉鎖人数を目安とします。

2 学年閉鎖の判断

複数の学級を閉鎖し、かつ、学年内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校医と相談の上、学年閉鎖を検討します。

3 学校全体の臨時休業の判断

複数の学年を閉鎖し、かつ、学校内で感染が広がっている可能性が高い場合、学校医と相談の上、学校全体の臨時休業を検討します。

4 上記による対応については、令和5年5月8日から適用します。